

(排水指定施設)

第二十条 条例第二十七条第二項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- 一 水産食料品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
  - ア 冷凍すり身の解凍施設
  - イ 混練施設
  - 二 野菜作農業(もやし栽培農業に限る。)の用に供する洗浄施設
  - 三 電子部品・デバイス製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
    - ア 研摩施設
    - イ 洗浄施設
  - 四 窯業・土石製品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
    - ア 切削施設
    - イ 研摩施設
    - ウ 洗浄施設
    - エ 混合施設
    - オ 成型施設
    - カ 表面処理施設
  - 五 放送業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
  - 六 鉄道業の用に供する鉄道用車両の整備施設
  - 七 サービス業の用に供する自動車洗浄施設(コイン洗車施設を二台以上設置するものに限る、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
  - 八 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である一般廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)
  - 九 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第七条第十四号ロ及びハに掲げるものをいう。)である産業廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)
  - 十 廃棄物処理業の用に供する廃棄物の最終処分場(前二号に掲げるもの及び昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)
  - 十一 電気業の用に供する廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
  - 十二 ゴルフ場(ゴルフ競技の用に供するものであつて、九ホール以上を有するものに限る。)